

答申第 831 号

情公第 2708 号

令和 8 年 1 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 3 月 11 日付けで諮問された神奈川県職員採用選考に係る選考結果等一部非公開の件（諮問第 917 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和6年8月7日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和6年8月7日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年8月21日付けで、別表1の「特定した行政文書」欄に掲げる各行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、本件対象文書に含まれる情報の一部（以下「本件非公開情報」という。）が、条例第5条第1号本文又は同条第5号エに該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年11月17日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 条例第5条第1号本文に該当するとあるが、審査請求人が求めているのは、各考査の点数である。得点のみを公開しても、個人を特定することはできないため、公開すべきである。
- (2) 条例第5条第5号エに該当するとあるが、審査請求人は評定員の情報など求めていない。評定項目の詳細、主要着眼点、評定、備考、特記事項などで、個人情報に該当しないものを公開してほしい。
- (3) 本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載された非公開理由の「また、評定に係る項目を知り得た（以下略）」は、条例第5条第5号エとは関係ない説明と思われる。

#### 4 実施機関（担当：総務局組織人材部人事課）の説明要旨

##### (1) 条例第5条第1号本文該当性について

受験番号、氏名及び年齢については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものと判断した。また、出欠、順位、得点、人物考査得点、口述考査得点、面接合計点、面接順位、小論文考査得点、小論文順位、総合得点、選考結果、合格最低基準に満たなかった種目、合否及びYG（性格検査）については、必ずしもそれだけをもって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものではないが、これらの情報は個人の人格と密接に関係する評価に関する情報であり、記載された情報のみで個人の識別ができなくとも、当該行政文書に掲載されている受験者は、2次選考日においてお互いに顔を合わせている者がいることも踏まえれば、当該個人の同意なしに公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

##### (2) 条例第5条第5号エ該当性について

ア 評定員及び面接員の氏名については、評定員や面接員の情報が開示されることが前提となると、評定や面接の結果に納得しない受験者から、当該評定員等に対して、直接内容に関する質問や苦情、批判等の問合せがなされるおそれがあり、評定員等が受験者を厳しく評価することを躊躇するなど、受験者の適切な評価を困難にするおそれがあることから、今後、反復継続される職員採用選考に係る事務の適正な遂行に支障が生じることとなり、評定員等が適切に評価できなくなるおそれがあることから、公開することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものと判断した。

イ 評定項目の詳細、主要着眼点、採点、評定、評定の理由、備考、特記事項及び総合判定点については、評定に係る項目を公開した場合、受験者が評価基準を意識した試験対策を行うことで、受験者が本来の能力を超えて高い成績を得ることが可能となることから、人物的側面から受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行うことが困難になるなど、今後の選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、公開することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及

ぼすおそれがあると認められるものと判断した。

## 5 審査会の判断理由

実施機関は、本件非公開情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報又は同条第5号エに規定する人事管理に関する情報に該当することを理由に本件処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めていたため、以下、本件非公開情報の各号該当性について検討する。

### (1) 条例第5条第1号該当性について

#### ア 条例第5条第1号該当性

実施機関は、別表2の項番1、2、3-1、4-1、5-1、6、7、8-1、9-1及び10-1の「本件処分で非公開とされた情報」欄に掲げる各情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

当審査会が見分したところ、当該情報は、特定職種に係る神奈川県職員採用試験（以下「本件採用試験」という。）を受験した各受験者の受験番号、氏名、年齢、出欠、各種採点結果及び合否に係る情報であると認められる。当該情報は、氏名等それ自体で特定の個人が識別できる情報がその余の情報と一体となって記録されていることから、全体として、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するものと認められ、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的に公開対象となる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

#### イ 条例第6条の規定に基づく部分公開の可否

条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定し、実施機関に部分公開の義務を課している。

そこで、本件における部分公開の可否を検討すると、別表2の項番1、2、3-1、4-1、5-1、6、7、8-1、9-1及び10-1の「本件処分で非公開とされた情報」欄に掲げる各情報から、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる氏名等の記述を除いた情報は、得点や合否といった受験者に対する評価に係る情報であると認められる。

この点、本件対象文書を確認する限り、本件採用試験は受験者数が少數かつ職種も限定された試験と認められることから、たとえ氏名等それ自体で特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、その余の情報から、受験者等一定範囲の者であれば個人特定が可能となることは否定できず、当該情報が試験における評価という一般的には他人に知られることを忌避する性質の情報であることも踏まえると、「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがない」（条例第6条第2項）とは認められない。

したがって、当該情報の部分公開はできない。

#### ウ 小括

以上のことから、実施機関が、別表2の項番1、2、3-1、4-1、5-1、6、7、8-1、9-1及び10-1の「本件処分で非公開とされた情報」欄に掲げる各情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

#### (2) 条例第5条第5号エ該当性について

実施機関は、別表2の項番3-2、4-2、5-2、8-2、9-2及び10-2の「本件処分で非公開とされた情報」欄に掲げる各情報について、条例第5条第5号エに規定する人事管理に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

#### ア 評定員及び面接員の氏名について

実施機関は、標記情報を公開することで、評定や面接の結果に納得しない受験者から、当該評定員等に対して、直接内容に関する質問や苦情、批判等の問合せがされるおそれがあり、評定員等が受験者を厳しく評価することを躊躇するなど、受験者の適切な評価を困難にするおそれがあることから、今後、反復継続される職員採用選考に係る事務の適正な遂

行に支障が生じる旨説明している。

そこで検討すると、標記情報を公開することで、評定員等が受験者を率直に評価することを躊躇するなど、今後、反復継続される職員採用選考に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の上記説明は否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を条例第5条第5号エに規定する人事管理に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

#### イ 評定項目の詳細、主要着眼点、採点、評定の理由、備考、特記事項及び総合判定点について

実施機関は、標記情報を公開することで、受験者が評価基準を意識した試験対策を行うことで、受験者が本来の能力を超えて高い成績を得ることが可能となることから、人物的側面から受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行なうことが困難になるなど、今後の選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、公開することにより人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

当審査会が見分したところ、標記情報は、一般には公にされていない詳細な評定項目や配点内訳等であるため、公開することにより、今後、受験者が評価基準を意識した受験対策を行い、受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行なうことが困難になるなど、今後の選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の上記説明は否定し難い。

したがって、実施機関が、標記情報を条例第5条第5号エに規定する人事管理に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

#### ウ 小括

以上のことから、実施機関が、別表2の項番3-2、4-2、5-2、8-2、9-2及び10-2の「本件処分で非公開とされた情報」欄に掲げる各情報を条例第5条第5号エに規定する人事管理に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

## 6 附言

当審査会が本件通知書を確認したところ、条例第5条第1号本文に該当するとして公開することができない部分の非公開理由について、「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当」と記載されていた。

当該記載は、条例第5条第1号本文後段の引用にとどまり、「個人の権利利益を害するおそれがある」と判断した具体的な理由が示されていないものと認められる。

この点、条例第10条第3項は、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（略）は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者が条例所定の非公開理由のどれに該当するのかとその根拠を当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。

そのため、今後、実施機関が行政文書公開請求に対して全部又は一部の非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる理由を付記するようここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

公開請求に係る行政文書の内容	文書番号	特定した行政文書
令和 5 年度神奈川県職員採用選考（特定職種）にかかる受験者全員の採点結果の一覧	文書①	令和 5 年度神奈川県職員採用選考状況（特定職種）（1 次選考）
	文書②	令和 5 年度神奈川県職員採用選考状況（特定職種）（2 次選考）
令和 5 年度神奈川県職員採用選考（特定職種）にかかる採点の基準及び受験者全員の採点結果の詳細がわかるもの	文書③	経験小論文考查評定票
	文書④	人物評定票
	文書⑤	口述考查評定票
令和 6 年度神奈川県職員採用選考（特定職種）特定回にかかる受験者全員の採点結果の一覧	文書⑥	令和 6 年度神奈川県職員採用選考（特定職種）1 次選考結果
	文書⑦	令和 6 年度神奈川県職員採用選考（特定職種）2 次選考結果
令和 6 年度神奈川県職員採用選考（特定職種）特定回にかかる採点の基準及び受験者全員の採点結果の詳細がわかるもの	文書⑧	経験小論文考查評定票
	文書⑨	人物評定票
	文書⑩	口述考查評定票

別表 2

文書番号	項目番号	本件処分で非公開とされた情報	非公開理由
文書①	1	受験番号、氏名、年齢、小論文考查得点、順位、合否	条例第5条第1号本文
文書②	2	受験番号、氏名、年齢、出欠、人物考查得点、口述考查得点、面接合計点、順位、小論文考查得点、総合得点、選考結果、合格最低基準に満たなかった種目	条例第5条第1号本文
文書③	3-1	受験番号、得点	条例第5条第1号本文
	3-2	評定員の氏名、評定項目の詳細、主要着眼点、評定、備考、特記事項	条例第5条第5号エ
文書④	4-1	受験番号、受験者氏名、YG、得点	条例第5条第1号本文
	4-2	面接員氏名、評定項目の詳細、主要着眼点、評定、評定の理由、特記事項、総合判定点	条例第5条第5号エ
文書⑤	5-1	受験番号、受験者氏名、得点	条例第5条第1号本文
	5-2	面接員氏名、評定項目の詳細、採点、評定、特記事項	条例第5条第5号エ
文書⑥	6	受験番号、氏名、年齢、小論文考查得点、小論文順位、合否	条例第5条第1号本文
文書⑦	7	受験番号、氏名、年齢、人物考查得点、口述考查得点、小論文順位、面接合計点、面接順位、合否	条例第5条第1号本文
文書⑧	8-1	受験番号、得点	条例第5条第1号本文
	8-2	評定員の氏名、評定項目の詳細、主要着眼点、評定、備考、特記事項	条例第5条第5号エ
文書⑨	9-1	受験番号、受験者氏名、YG、得点	条例第5条第1号本文
	9-2	面接員氏名、評定項目の詳細、主要着眼点、評定、評定の理由、特記事項、総合判定点	条例第5条第5号エ
文書⑩	10-1	受験番号、受験者氏名、得点	条例第5条第1号本文
	10-2	面接員氏名、評定項目の詳細、採点、評定、特記事項	条例第5条第5号エ

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	处 理 内 容
令和 7 年 3 月 11 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 7 年 11 月 18 日 (第 262 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 12 月 23 日 (第 263 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鈎持 麻衣	関東学院大学准教授	部会員
田所 美佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和8年1月13日現在) (五十音順)